



# 保育所の入所受付は 1月13日と14日

町内各保育所の入所受付が、1月13日から始まります。今までは、通園区域により保育所が決められていましたが、来年度からは、希望によって町内のどの保育所でも入所できるようになりました。来年4月から保育所への入所を希望される方、また、現在入所中で引き続き入所を希望される方は、次の入所基準に従って手続きしてください。

## 入所基準

児童の保護者が次のいずれかの事情で保育することができない場合。(保護者

保育所名	定員	受付日	受付時間	受付場所
第1保育所	120名	1月13日(火)	午前9時～正午 午後1時～4時	第1保育所
第2保育所	60名	1月13日(火)	午前9時～正午 午後1時～4時	第2保育所
上堺保育所	90名	1月13日(火)	午前9時～正午 午後1時～4時	上堺保育所
大総保育所	60名	1月13日(火)	午前9時～正午 午後1時～4時	大総保育所
フタバ保育園	120名	1月14日(水)	午前9時～正午 午後1時～4時	フタバ保育園

以外の者が家庭内で保育することができるとは除く)

- ①昼間家庭の外で働いている。
- ②昼間家庭で児童と離れて家事以外の仕事をしている。
- ③妊娠中(出産前3か月)または、出産後3か月。
- ④病気や負傷、または、心身に障害がある。
- ⑤長期にわたる病人や心身に障害をもつ同居の親族を常時介護している。
- ⑥火災や風水害などでその復旧にあたっている。
- ⑦その他①～⑥に類する状態にあるもの。

## 申請に必要なもの

- ①印鑑
  - ②保険証
  - ③平成9年分源泉徴収票(給与所得者)
  - ④平成9年分所得税確定申告書、または10年度町民税申告書の写しを申告終了後に提出(事業所得者)
  - ⑤平成9年度前住所地の市町村民税及び固定資産税納税通知書(平成9年1月2日以後に横芝町へ転入した者)
  - ⑥その他、自営業・パート・内職・農業等の証明書
- ※ 申請用紙は役場福祉課と各保育所に用意してあります。  
お問い合わせは福祉課(☎内線255)へ。

## 来年4月から

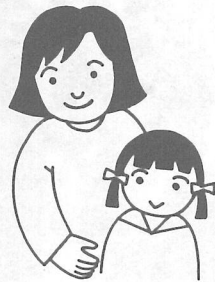
# 第2保育所で

# 「延長保育」を実施

女性の社会進出に伴い、全国的に共働き夫婦が増加している中で「育児」が働く女性の大きな悩みとなっています。当町でもかねてから町立保育所での開設時間の延長が望まれていましたが、来年4月1日から第2保育所で「延長保育」を実施することになりました。希望される方は、保育所入所受付の際にその旨を申請してください。

※ 延長保育該当者は、上記入所基準のほか、保護者の就労形態、残業等やむを得ない事情がある方に限ります。

(平成10年4月以降)



保育所名	開設時間
第1保育所	月～金・午前7時30分～午後5時15分 土・午前7時30分～午後0時30分
第2保育所	月～金・午前7時30分～午後6時30分 土・午前7時30分～午後4時00分
上堺保育所	月～金・午前7時30分～午後5時15分 土・午前7時30分～午後0時30分
大総保育所	月～金・午前7時30分～午後5時15分 土・午前7時30分～午後0時30分
フタバ保育園	月～金・午前7時30分～午後6時30分 土・午前7時30分～午後4時00分